

平成二十六年十月十日

青森県教育委員会第七百八十九回定例会

期日 平成二十六年十月十日（金）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会	
二 報告	
報告第一号	議案に対する意見について……………1
報告第二号	行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について……………2
三 議案	
議案第一号	青森県社会教育委員の人事について……………4
議案第二号	青森県社会教育委員の人事について……………5
議案第三号	学校職員の人事について……………(非公開の会議)
四 その他	
職員の懲戒処分の状況……………6	
五 閉会	

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十六年度青森県一般会計補正予算（第一号）案（教育委員会所管分）
- 二 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

報告第二号

行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について

行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てについて、青森県情報公開条例第十七条第一項及び第三項の規定に基づき、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を踏まえ、次のとおり決定しましたので、ここに報告します。

一 事案の概要

「平成二十三年度社会教育調査」に関し、平成二十五年十一月一日、「(社会体育施設について)ゴルフ場は青森県で一か所と記載されているが、この施設の名称が分かる県が文部科学省へ提出した書類」の行政文書開示請求があつた。

当該請求に対し、当委員会では、保有する文書の一部を青森県情報公開条例(平成十一年青森県条例第五十五号。以下「条例」という。)第七条第一号(法令秘情報)の規定に基づき一部不開示とする決定を行つたが、平成二十六年一月八日、当該決定を不服とする異議申立てがあつたものである。

【異議申立ての要旨】

不開示とされた情報のうち、公立の施設にかかる設置者、管理運営者、施設の名称、施設の所在地、電話番号及び郵便番号(以下「設置者等の情報」という。)については、公立の社会体育施設の名称等であるにもかかわらず、単に法令秘というだけで、何故その情報が法律上保護されなければならないのか。

二 青森県情報公開・個人情報保護審査会答申の要旨（平成二十六年九月五日）

公立施設の設置者等の情報は、非公知性及び秘匿の必要性が認められないため、統計法（平成十九年法律第五十三号）に定める「秘密」には該当しない。また、これらの情報を公にしても、調査への信頼を損なうおそれがなく、同法に定める目的外使用の禁止には反しない。

したがって、本件情報は、条例に定める法令秘情報には該当せず、開示することが妥当である。

三 当委員会の決定（平成二十六年九月二十二日教育長専決）

答申を尊重し、設置者等の情報を開示する。

議案第一号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

青森県社会教育委員を委嘱する
任期は平成二十六年十月十九日から平成二十八年十月十八日までとする

平成二十六年十月十日

佐藤貴生 古川郁子 横田涉悟 毛利精悟 柿崎博子 前田智子 外井希子 大沢潤蔵 七條いつ子 吉田圭子 茂木典子 増田貴人

青森県教育委員会

議案第二号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

青森県社会教育委員の委嘱を解く

平成二十六年十月十日

五十嵐 健 志

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成26年10月（平成26年9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（35歳 女性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成26年6月2日（月）午後5時41分頃
・三戸郡南部町内の町道
・最高速度50km/hのところ、88km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年9月12日
- 事案2 ①被処分者 三八地域の特別支援学校 教頭（57歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（15km/h以上20km/h未満）
・平成26年8月13日（水）午後0時44分頃
・八戸市内の市道
・最高速度60km/hのところ、78km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年9月17日
⑤その他 平成24年12月6日に人身事故を起こしていること及び管理職であることから、量定を加重。